

第3回久留米市上下水道事業運営審議会 意見と対応方針

(2) 審議事項 久留米市生活排水処理基本構想の見直しについて（中間答申） 1. 公共下水道事業について			
委員・アドバイザー	意見の有無	意見の内容	対応方針（案）
広城会長	有	<p>（第2回運営審議会資料について）</p> <p>1) P1の見直しフローですが、連続性あり・なしの判断基準をある程度の客観性をもって示せないでしょうか。</p> <p>2) 管路のみの評価であることを記述すべきではないでしょうか。</p> <p>3) 第2回運営審議会資料のP3で簡略化のためという表現は適切でしょうか。「簡略化」の言葉には幾分手抜き感を感じます。</p> <p>4) P3下から3行目、「上げられます」を、「挙げられます」の方が正しいように思います。</p> <p>5) p8下から5行目ですが、「新たな」に替わって、「追加の」表現はいかがでしょうか。</p>	<p>1) 見直しフローにおいて、連続性のあり・なしを分かりやすく判別できるように注釈を入れる等、見せ方を工夫いたします。</p> <p>2) P3の前提条件に追記いたします。</p> <p>3) 簡略化の表現は削除いたします。</p> <p>4) 修正いたします。</p> <p>5) 修正いたします。</p>
香月副会長	有	今後の経営の見通しからはやむを得ないと思います。	ご理解いただきありがとうございます。
本松委員	有	生活排水処理基本構想の見直しについて賛成です。	ご理解いただきありがとうございます。
齊藤委員	有	タイトルが公共下水道事業と全体的なことになっています。計画区域の縮小だけが、経営の安定化に寄与するものではないため、計画区域の縮小のほか、料金改定、料金体系の改定なども含め、経営の安定化を図るために実施すべきことや、今後も経営安定化に寄与する方策を検討するなどの明記が必要ではないでしょうか。	頂いたご意見については、今後の審議も踏まえて最終答申に盛り込む方向で検討していきます。
西野委員	無	—	—
倉八委員	有	公共下水道の縮小、浄化槽の推進については、今の経営状況を見る限りやむを得ないと感じます。	ご理解いただきありがとうございます。
権藤委員	無	—	—
堀田委員	有	縮小区域において、合併処理浄化槽の設置を進める時、高齢者夫婦世帯や一人暮らし高齢者には、特段の配慮が必要です。経済的に設置したくても設置できないことへの気配りや支援も考量に入れてください。また、この機に合併処理浄化槽設置の詐欺などが入り込まない手だても必要だと考えます。	浄化槽補助制度については、個人負担の軽減を図ることを目的に追加補助制度の設置に努めてまいります。頂いたご意見については、今後追加補助の制度設計を行う中で検討してまいります。
清水委員	無	—	—
原アドバイザー	無	—	—
三宅アドバイザー	無	—	—

第3回久留米市上下水道事業運営審議会 意見と対応方針

(2) 審議事項 久留米市生活排水処理基本構想の見直しについて（中間答申）2. 合併処理浄化槽事業について			
委員・アドバイザー	意見の有無	意見の内容	対応方針（案）
広城会長	無	—	—
香月副会長	有	一般会計・特別会計という分離された会計、予算単位ではありますが久留米市全体の財政に関わる問題として、一般会計からの積極的な補助をご検討いただきたいと思います。	一般会計の財政部局と十分に協議してまいります。
本松委員	有	負担される方々へのご理解に努めていただきたいと思います。	理解促進に向けて丁寧に対応してまいります。
齊藤委員	有	補助制度を拡大するのなら、制度の周知のほかそれらを進める（浄化槽設置率の向上等）ことの記載が必要ではないでしょうか。	浄化槽事業の推進（浄化槽設置率の向上等）については生活排水処理事業における重要な取り組みの一つとして捉えております。今後最終答申を策定する中で、そのような視点も重要視しながら記載の検討をしてまいります。
西野委員	無	—	—
倉八委員	有	公共下水道の区域縮小と同様、経営状況を見る限りやむを得ないと感じます。	ご理解いただきありがとうございます。
権藤委員	有	個人負担への考慮を再度検討すべきだと考えます。 （世帯収入による、補助金の金額調整など。） 4. で再度記載	浄化槽補助制度については、個人負担の軽減を図ることを目的に追加補助制度の設置に努めてまいります。 頂いたご意見については、今後追加補助の制度設計を行う中で検討してまいります。
堀田委員	無	—	—
清水委員	有	合併浄化槽(単独も含む)の維持管理について、業者と個人の契約だと思いますが、企業局としては内容のチェックは出来ているのでしょうか。 久留米市には登録業者が何社ありますか。	浄化槽を維持管理していく中で、浄化槽法に基づき浄化槽管理者に対して保守点検・清掃・法定検査が義務付けられています。現状では保守点検業者が浄化槽の点検を行うとともに清掃・法定検査の手配まで行っています。なお久留米市では登録制度を設けており、現在26社の保守点検業者が登録されています。 この26社の業者に対して適正な業務を行っているか確認するために、年1回維持管理状況報告書の提出を義務付けています。
原アドバイザー	無	—	—
三宅アドバイザー	無	—	—

第3回久留米市上下水道事業運営審議会 意見と対応方針

(2) 審議事項 久留米市生活排水処理基本構想の見直しについて（中間答申）3. その他（質問）について			
委員・アドバイザー	意見の有無	意見の内容	対応方針（案）
広城会長	無	—	—
香月副会長	有	合併処理浄化槽の理解と周知、移行への補助が何より望まれます。	十分に対応してまいります。
本松委員	有	市民の方に対しての啓発活動も大切かと思われます。例えば、雑排水と雨水の違いを理解して頂き、雨水を排水管に流さないようしてもらうなど、周知していただくことが重要だと考えます。（屋外設置の足洗い場がよく問題になっています。）	今回の見直し内容に加え、事業の従来の目的や用途を理解して頂くような周知に努めていきます。
齊藤委員	有	<ul style="list-style-type: none"> <li>・未接続の方の理由の調査をされていれば、お教えください。</li> <li>・他の事業者では、未接続の方々が接続する時には、業者からの情報提供があったなどの理由も見受けられます。</li> <li>・何か事を起こす、行動の変更をするときには、インセンティブ、ペナルティが有効となると考えられます。ペナルティについての設定は難しいかと思いますが、何がインセンティブとなるかの検討は必要です。</li> <li>・下水道は、物理的に目に見えにくい施設のため、イメージもつかみにくいものです。ただ、学生（中京大学の学生によるアンケート調査）の調査によると、下水道経営、施設の持続可能性について、説明がされれば料金の値上げ等も受け入れるといったこともわかりました。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・一部地域での聞き取りでは、既に浄化槽を設置している、経済的な理由で公共下水道に接続できない、世帯が高齢者のみのため接続する判断ができない等の意見が多く挙がっております。</li> <li>・貴重なご意見ありがとうございます。今後の検討の参考にさせていただきます。</li> </ul>
西野委員	有	「水だより」の配布は、とても勉強になります。配布されている「市政だより」の中に挟んでいただいておりますが、目を通す書面が多くて実際にはどのくらい読まれているか疑問に思います。労力を掛けて作成して下さっているのですから、この冊子の存在をPRしていただきたいと思います。	今後の周知方法については、十分に検討してまいります。
倉八委員	無	—	—
権藤委員	無	—	—
堀田委員	無	今回の豪雨による土石流や水害への対応を教訓にして地震や風水害などの自然災害の発生時でも安定して供給できるよう耐震化の向上が必要です。管路の2条化についてはどのようにお考えおられるかお聞かせください。	下水道における2条化については現在検討しておりません。なお災害対策における耐震化に関しては定期的な調査に基づき耐震化及び長寿命化工事を計画的に行っております。
清水委員	無	—	—
原アドバイザー	無	—	—
三宅アドバイザー	無	—	—

第3回久留米市上下水道事業運営審議会 意見と対応方針

(2) 審議事項 久留米市生活排水処理基本構想の見直しについて（中間答申） 4. 中間答申の全体について			
委員・アドバイザー	意見の有無	意見の内容	対応方針（案）
広城会長	有	<ul style="list-style-type: none"> <li>公共下水道が利用できるかどうかの判断基準をある程度の指標をもって示すことができないでしょうか。</li> <li>公共下水道と合併処理浄化槽の個人に対する費用負担感を軽減する施策をもっと容易に示せないでしょうか。</li> <li>一般会計の予算増に向けた方向性を何かしら示すことはできないでしょうか。</li> <li>久留米市民は「浸水防除」に関心が高いが、そのあたりのことも中間答申に記載できないでしょうか。ア、イ、ウに「浸水防除」に対する方針の記載がないので。今回の答申では「浸水防除」は無関係であれば、どこで「浸水防除」を議論するのかを示してはいかがでしょうか。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>具体的な指標や施策、予算増に向けた方向性を現段階で示すことは難しいため、今後しっかりと検討・協議を進めてまいります。</li> <li>「浸水防除」については生活排水処理（污水处理）とは直接関わりがないことから、中間答申からは削除させていただきます。</li> <li>なお「浸水防除」については今後の運営審議会の議論の中でいただいたご意見を最終答申に反映していきたいと考えております。</li> </ul>
香月副会長	有	3. その他の意見の通りです。	—
本松委員	有	赤字になり、将来経営破綻しない様にする中間答申の施策に賛成です。市民の方にご理解して頂く事も必要かと思われます。	ご理解いただきありがとうございます。
齊藤委員	有	下水道と合併処理における所管課が別の場合、情報提供が同じスタンスで、同じ温度差でやられることが求められると思います。また、計画区域の変更が、ネガティブな選択でないといったメッセージを持たせられるといいと思います。	複数の所管課に分かれています。企業局内で連携を取りながら進めていき、合併処理浄化槽の目的理解や個人負担の軽減の理解・周知に努め、丁寧に対応してまいります。
西野委員	無	—	—
倉八委員	有	<ul style="list-style-type: none"> <li>下水道事業の目的の中で、公共用水域の保全是特に重要視してほしいと考えます。筑後川は昔と比べてあまり綺麗でない印象を持っています。</li> <li>いずれ使用料値上げとなると飲食業としてはかなり厳しく感じます。</li> <li>今回の見直しに係る市民への啓発は最もであり、行政にしっかり取り組んでいただきたいと考えます。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>今回の見直しにより事業の早期完了を目指し、公共用水域の水質保全に取り組んでまいります。</li> <li>ご意見として承ります。</li> <li>今後の周知方法については、十分に検討してまいります。</li> </ul>
権藤委員	有	合併処理浄化槽に転換する場合の費用について、追加の浄化槽補助制度を設けるなど個人負担の軽減はしっかり図るべきだと考えます。補助が2倍になっても個人負担は35万円となる為、全体的に負担は少なくなるが35万円でも個人としての負担はきつい場合もあると思います。合併処理浄化槽に転換しない原因が、高齢化等でなく、金額によるものなら補助金を増やしても金銭的に35万円は難しいと感じます。世帯収入などから補助金の額を一律ではなく、非課税世帯には全額補助等の対策も検討すべきではないでしょうか。	浄化槽補助制度については、個人負担の軽減を図ることを目的に追加補助制度の設置に努めてまいります。頂いたご意見については、今後追加補助の制度設計を行う中で検討してまいります。

第3回久留米市上下水道事業運営審議会 意見と対応方針

(2) 審議事項 久留米市生活排水処理基本構想の見直しについて(中間答申) 4. 中間答申の全体について			
委員・アドバイザー	意見の有無	意見の内容	対応方針(案)
堀田委員	有	<p>公共下水道事業も合併処理浄化槽も市民への理解促進や周知啓発を挙げてあります。その手法について、企業局発行の「久留米の水だより」はもちろんのこと久留米市発行の「広報 久留米」にも掲載してください。また考えられる手法を検討してください。</p> <p>ご承知のように物価高で生活が苦しくなっている市民が増えています。この暑さの中、エアコンもない高齢者もいます。そのために電話での問い合わせや苦情もできると考えられます。担当職員は大変だと思いますが、丁寧な対応をお願いします。</p>	今後の周知方法については、十分に検討し対応してまいります。
清水委員	無	—	—
原アドバイザー	有	<ul style="list-style-type: none"> <li>・中間答申案に下水道事業、生活排水処理事業、汚水処理事業、公共下水道事業という表現が混在しているため、記載方法を検討していただければと思います。</li> <li>・答申案の1枚目の1段落と2段落については、課題として人口減少や施設老朽化といった表現が繰り返されているため、整理した方がいいのではないかと思います。</li> </ul>	頂いたご意見を基に修正します。
三宅アドバイザー	無	—	—